

鹿児島高等学校 同窓会会則

第1条 本会の名称は、鹿児島高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は末永く同窓生相互の親睦を図るとともに母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は本部を母校内に置きその他適当と認められる地区に支部を置くことができる。

第4条 本会は、本部事務局を鹿児島市薬師一丁目21番9号鹿児島高等学校事務室内に置く。

第5条 本会は次の正会員、準会員及び特別会員を以って組織する。

- 2 正会員は母校卒業生とする。
- 3 準会員は母校に一時在籍した者で入会を希望し会長がこれを認めた者とする。
- 4 特別会員は母校現職員及び旧職員とする。

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 10名以内 事務局長 1名

会計 2名 監査 2名 常任幹事 30名以内

第7条 会長は会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。

第8条 役員は会員より互選する。

第9条 役員の任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。

第10条 本会は会長名において毎年1回総会を開催する。但し必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第11条 正会員、準会員は、入会金4,000円を納めるものとする。

第12条 本会会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 会員であって、本会の名誉を傷つけ体面をき損した者は除名することがある。

第14条 本会会則の改正変更は、総会の出席会員の過半数を以って決議する。

附則 この会則は、平成18年7月8日から施行する。